

## 郡山市中小企業融資制度要綱

平成17年4月1日制定  
平成18年4月1日一部改正  
平成19年4月1日一部改正  
平成20年10月1日一部改正  
平成22年9月16日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成24年7月27日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正  
平成31年4月1日一部改正  
令和元年11月22日一部改正  
令和2年1月1日一部改正  
令和2年4月1日一部改正  
令和2年4月10日一部改正  
令和2年7月22日一部改正  
令和3年3月10日一部改正  
令和4年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正

第1章 総則（第1条—第13条）

第2章 融資制度の内容及び手続き等

第1節 一般融資（第14条）

第2節 無担保無保証人融資（第15条）

第3節 短期小口融資（第16条）

第4節 団体育成融資（第17条）

第5節 成長融資（第18条）

第6節 創業融資（第19条）

第7節 災害等対策資金融資（第20条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市商工業振興条例施行規則（昭和63年郡山市規則第10号）第8条の規定に基づき、融資あっせんに必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 この融資制度を取扱うため市長が指定した金融機関をいう。  
取扱金融機関は、別表第1のとおりとする。
- (2) 会議所等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (3) 保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された福島県信用保証協会をいう。
- (4) 融資限度額 融資を受けることのできる者（以下「融資対象者」という。）が利用できる融資額の総額をいう。

#### (預託)

第3条 市は、取扱金融機関に対して予算の範囲においてこの融資制度に係る融資原資の総額を預託し、融資制度相互間における融資原資の融通を図るものとする。

#### (融資枠)

第4条 融資制度要綱に規定する融資枠は、当該融資制度における融資原資に対し、別表第2に定める倍率を乗じて算定した額とする。

#### (契約)

第5条 この要綱に基づく取扱金融機関への預託は、別に定める契約書によるものとする。

#### (取扱金融機関等の義務)

第6条 取扱金融機関及び会議所等は、この融資制度の趣旨を理解し、この要綱の規定に従って適正にその事務を処理するものとする。

#### (融資を受ける者等の義務)

第7条 融資を受け、又は受けようとする者は、この融資制度の趣旨を理解し、この要綱の規定及び融資を受けるに当たって取り交わした取扱金融機関との間の約定等を遵守するとともに、市、取扱金融機関、会議所等が当該融資に関して行う指導に従い、報告の求めに応じ、及び調査に協力しなければならない。

#### (融資の申込み)

第8条 融資対象者は、郡山市中小企業融資制度申込書（第1号様式）に別表第3に定める必要な書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

#### (融資の決定等)

第9条 取扱金融機関は、前条に規定する融資の申込みを受けたときは、速やかに必要な措置をとらなければならない。

#### (報告)

第10条 取扱金融機関は、毎月の融資及び償還状況を、速やかに総括事務を行う店舗を経て、報告書（第2号様式）及び必要な書類を添えて、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

#### (市及び取扱金融機関等のとりうる措置)

第 11 条 市長は、この融資制度の適正な運用を図るため、取扱金融機関、会議所等、又は融資を受けた者、若しくは受けようとする者に対して報告を求める等必要な措置をとることができる。

2 市長又は取扱金融機関は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、融資した金額の全部又は一部を繰上償還させることができる。

- (1) 融資を受けた資金を融資対象となった事業以外の目的に使用したとき。
- (2) 融資対象となった事業を停止し又は廃止等（権利等の貸付及び譲渡等を含む。）をしたとき。
- (3) 破産その他の理由により融資等に係る債務の完済が著しく困難になるおそれがあると認められたとき。
- (4) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (5) この要綱の規定、保証協会又は取扱金融機関との間に締結した約定等に違反したとき。

（融資期間の特例）

第 12 条 取扱金融機関はこの融資制度における融資を受けている者が、火災、天災又は経済情勢の変化により資金の償還に支障を来たした場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が別に定める期間を限度として当初の融資期間を延長することができる。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第2章 融資制度の内容及び手続き等

### 第1節 一般融資

#### (一般融資制度)

第14条 中小企業者に必要な事業資金の供給を図り、経営の安定、合理化及び近代化に資することを目的として、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者 (2) 市内に主たる事業所を有する者 (3) 原則として市民税を完納し、かつ、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
融資限度額	2,000万円
資金使途	運転資金及び設備資金
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	融資期間に応じて次のとおりとする。 5年以内 年1.9%以内 5年超7年以内 年2.0%以内 7年超10年以内 年2.1%以内
信用保証	必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は、保証協会の定める率とする。
保証人・担保	法人の場合 原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。

## 第2節 無担保無保証人融資

### (無担保無保証人融資制度)

第15条 小規模企業者に必要な事業資金の供給を図り、経営体質の強化に資することを目的として、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 市内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者 (2) 常時使用従業員数が20人以下（商業、サービス業については5人以下）の小規模企業者。ただし、保証協会の保証対象業種とする。 (3) 融資申込前1年間における当該事業にかかる市民税の所得割、法人である場合は法人税割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、老年者控除額または寡婦控除額を控除されたことにより、市民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割）で納期が到来した税額があり、かつ当該税額を完納している者 (4) 保証協会の無担保無保証人制度以外の債務保証及び代位弁済を受けていない者
融資限度額	1,250万円 ただし、本制度又は保証協会の無担保無保証人制度で融資を受け債務を完済していない者については、本制度の融資限度額から債務残高を差引いた額とする。
資金使途	運転資金及び設備資金
融資期間	5年以内（据置期間6か月以内を含む。）
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	年2.0%以内
信用保証	必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は年0.9%とする。
保証人・担保	保証人、担保は徴さない。

### 第3節 短期小口融資

#### (短期小口融資制度)

第16条 中小企業者に短期に必要な事業資金の供給を図り、経営の安定に資することを目的として、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者 (2) 市内に主たる事業所を有する者 (3) 原則として市民税を完納し、かつ、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
融資限度額	500万円
資金使途	運転資金
融資期間	1年以内（据置期間6月以内を含む。）
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	1年以内 年1.4%以内
信用保証	必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は、保証協会の定める率とする。
保証人・担保	法人の場合 原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。

### 第4節 団体育成融資

#### (団体育成融資制度)

第17条 組合及びその組合員に必要な事業資金の供給を図り、経営体質の強化に資することを目的として、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条に規定する連携等を実施した者 (2) 借入計画が適当であると認められる者 (3) 市内に主たる事業所を有し、かつ中小企業者である組合員が必要とする事業資金の貸付を行う者（組合員転貸を行う事業協同組合に限る。）
資金使途及び融資限度額	組合事業資金 5,000万円 組合員転貸資金 1事業協同組合あたり2億円 （組合員に転貸する場合の貸付限度額は2,000万円）とする。 ただし、市長が災害、その他の事由により特別に必要と認めた場合は、別に定める。
融資期間	1年以内。ただし、据置期間はこれに含める。
返済方法	原則として分割返済とする。
融資利率	年1.4%以内
保証人・担保	取扱金融機関の定めるところによる。

## 第5節 成長融資

(成長融資制度及びみらい創造融資制度)

第18条 成長融資制度は、中小企業者に必要な事業資金の供給を図り、商業環境の活性化、施設設備の近代化及び環境改善に資することを目的として、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 次のいずれかの事業を行う者 ア 店舗・工場等の新築・増改築又は移転、機械設備の導入 イ 株式市場への上場 (2) 1年以上の事業実績を有する者 (3) 市内に主たる事業所を有する者 (4) 市民税を完納している者 (5) 借入金による事業実施場所が市内である者 (6) 借入計画が適当であると認められる者 (7) 営業の許可、認可、届出又は登録を必要とする業種については、許可若しくは認可を取得し又は届出若しくは登録を行っている者
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	3,000万円(総事業費の80%を限度とする。)
融資期間	運転資金 10年以内(設備資金を併用する場合は、15年以内とする。) 設備資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む。)
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	融資期間に応じて次のとおりとする。 5年以内 年1.9%以内 5年超7年以内 年2.0%以内 7年超10年以内 年2.1%以内 10年超15年以内 年2.2%以内
信用保証	必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は、保証協会の定める率とする。
保証人・担保	法人の場合 原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。
融資対象者の推薦依頼	融資対象者は、郡山市成長融資制度推薦依頼書(第3号様式)、事業計画書(第4号様式)その他必要な書類を添えて会議所等に提出しなければならない。
融資対象者の推薦	会議所等は、郡山市成長融資制度推薦依頼書(第3号様式)を受理したときは、その内容を審査し、かつ、融資対象者と認められたときは、郡山市成長融資制度に係る推薦書(第5号様式)を交付するものとする。

2 みらい創造融資制度は、前項の成長融資制度の特別枠として、経営上の課題解決へ積極的に取り組む中小企業に対する事業資金の供給を図り、経営基盤の強化と持続的発展に資することを目的として、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 次のいずれかの事業を行う者 ア 新商品・新技術・新製品の研究開発 イ ISO（国際標準化機構）の認証取得 ウ 市内事業所が存続する事業承継（会社分割又は合併又は株式譲渡による第三者への経営権移転、事業譲渡） エ 県外や海外への店舗出店又は輸出による販路・商圏の拡大（市内に本社を有する者に限る。） オ 郡山市が行う産業DX推進支援体制構築事業又は産学金官連携コーディネートDX加速化支援事業に採択された事業（融資の実行期限は、当該事業の採択日から3年後の属する会計年度の末日までとする。） カ 次の（ア）から（ウ）のいずれかの事業へ自薦又は他薦により応募し、受理されている、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）について、目標達成に向けた取組み（以下、「SDGsの取組」という。） （ア）SDGs推進本部の「ジャパンSDGsアワード」 （イ）独立行政法人国際協力機構の中小企業・SDGsビジネス支援事業 （ウ）郡山市の「こおりやまSDGsアワード」 キ 郡山市が行う創業支援事業である社会起業家加速化支援プログラムに採択された事業（融資の実行期限は、当該事業の採択日から3年後の属する会計年度の末日までとする。） (2) 市内に主たる事業所を有する者 (3) 市民税を完納している者 (4) 借入金による事業実施場所が市内である者 (5) 借入計画が適当であると認められる者 (6) 営業の許可、認可、届出又は登録を必要とする業種については、許可若しくは認可を取得し又は届出若しくは登録を行っている者
資金使途	運転資金及び設備資金（土地に係る費用を除く。）
融資限度額	5,000万円（総事業費の80%を限度とする。）
融資期間	運転資金 10年以内（設備資金を併用する場合は、15年以内とする。） 設備資金 15年以内 （据置期間1年以内を含む。）
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	融資期間に応じて次のとおりとする。 5年以内 年1.4%以内 5年超7年以内 年1.5%以内



	<p>7年超 10年以内 年1.6%以内  10年超 15年以内 年1.7%以内  ただし、融資対象者の(1)のウ、エ及びキに掲げる事業を行う者は、融資期間に係わらず年1.4%以内</p>
信用保証	<p>必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は、保証協会の定める率とする。</p>
保証人・担保	<p>法人の場合 原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する。  個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。</p>
融資対象者の推薦依頼	<p>融資対象者は、郡山市成長融資制度推薦依頼書（第3号様式）、事業計画書（第4号様式）その他必要な書類を添えて会議所等に提出しなければならない。</p>
融資対象者の推薦	<p>会議所等は、郡山市成長融資制度推薦依頼書（第3号様式）を受理したときは、その内容を審査し、かつ、融資対象者と認めるときは、郡山市成長融資制度に係る推薦書（第5号様式）を交付するものとする。</p>

第6節 創業融資

(創業融資制度)

第19条 創業者に必要な事業資金の供給を図り、雇用創出に資することを目的として、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次の各号に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 次に該当する者であること。 ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する者 イ 市内で新たに事業を開始しようとする者(開業して1年以内の者を含む。)であって、客観的にみて事業に着手していることが明らかであり、また、事業開始にあたり許認可等が必要である場合には許認可等を取得しているか、又は取得が確実であること。 ウ 原則として市民税を完納している者 エ 創業計画が適当であると認められる者 (2) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 法律に基づく資格を有しており、その資格に基づく事業を新たに開始しようとする者 イ 同一企業の勤務年数又は同一事業の従事年数が3年以上で、その経験を有する事業を新たに開始しようとする者 ウ 会議所等の創業塾を修了した者 エ 産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定による証明を郡山市長から受けた者
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1,000万円
融資期間	運転資金 10年以内(設備資金を併用する場合は、15年以内とする。) 設備資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む。)
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	融資期間に応じて次のとおりとする。 5年以内 年1.9%以内 5年超7年以内 年2.0%以内 7年超10年以内 年2.1%以内 10年超15年以内 年2.2%以内
信用保証	必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は、保証協会の定める率とする。
保証人・担保	法人の場合 原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。
融資対象者の推薦依頼	融資対象者は、郡山市創業融資制度推薦依頼書(第6号様式)、事業計画書(第7号様式)その他必要な書類を添えて会議所等に提出しなければならない。
融資対象者の推薦	会議所等は、郡山市創業融資制度推薦依頼書(第6号様式)を受理したときは、その内容を審査し、かつ、融資対象者と認めたときは、郡山市創業融資制度に係る推薦書(第8号様式)を交付するものとする。

## 第7節 災害等対策資金融資

(災害対策資金融資制度及び売上高等減少対策資金融資制度)

第20条 災害対策資金融資制度は、市長が認定した災害（以下「災害」という。）により、設備等に被害を受けた中小企業者に対する事業資金の供給を図り、経営の安定に資することを目的として、災害の発生した日から6か月以内に限り、次表に掲げるところにより行うものとする。ただし、この期間は被害の状況により、災害の発生した日から12か月以内にまで延長することができる。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 災害により事業活動に影響を受けている者で市長が発行したり災証明書（り災程度区分が無被害のものを除く。）の交付を受けた者 (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者 (3) 市内に主たる事業所を有する者 (4) 原則として市民税を完納し、かつ、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
融資限度額	1,000万円（災害の種別ごととする。）
資金使途	運転資金及び設備資金
融資期間	7年以内（据置期間1年以内を含む。）
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	年1.3%以内（固定）
信用保証	必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は、保証協会の定める率とする。
保証人・担保	法人の場合 原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。

2 売上高等減少対策資金融資制度は、市長が認定した災害その他の突発的に生じた事由の影響により売上高又は販売数量（建設業にあっては、完工高又は受注残高）（以下、「売上高等」という。）が減少し、経営に支障をきたしている中小企業者に対する事業資金の供給を図り、経営の安定に資することを目的として、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り、次表に掲げるところにより行うものとする。

融資対象者	次に掲げる要件を満たした者とする。 (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者 (2) 市内に主たる事業所を有する者 (3) 原則として市民税を完納し、かつ、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者 (4) 原則として最近1か月間の売上高等が平成31年2月から令和2年1月の期間（以下「比較期間」という。）の同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が比較期間の同期に比して15%以上減少することが見込まれる者
融資限度額	1,000万円
資金使途	運転資金及び設備資金
融資期間	7年以内（据置期間1年以内を含む。）
返済方法	原則として元金均等月賦返済とする。
融資利率	年1.4%以内

信用保証	必要に応じて、保証協会の保証を付し、信用保証料率は、保証協会の定める率とする。
保証人・担保	法人の場合 原則として保証人1人以上を付し、必要に応じて担保を徴する。 個人の場合 必要により保証人、担保を徴する。
融資対象者の売上高等減少確認	取扱金融機関は、郡山市中小企業融資制度売上高等減少対策資金融資売上高等比較表（第9号様式）（以下、「売上高等比較表」という。）を受理したときは、その内容を審査しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に郡山市中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱、郡山市無担保無保証人融資制度要綱、郡山市中小企業団体育成資金融資制度要綱、郡山市テクノ研究開発振興資金融資制度要綱、郡山市商業活性化推進資金融資制度要綱、郡山市経営サポート資金融資制度要綱及び郡山市創業者支援資金融資制度要綱の規定により行われた融資については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市中小企業融資制度間における預託等の取扱要綱、郡山市中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱、郡山市無担保無保証人融資制度要綱、郡山市中小企業団体育成資金融資制度要綱、郡山市テクノ研究開発振興資金融資制度要綱、郡山市商業活性化推進資金融資制度要綱、郡山市経営サポート資金融資制度要綱及び郡山市創業者支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前に申込みのあった融資については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の郡山市中小企業融資制度間における預託等の取扱要綱、郡山市中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱、郡山市無担保無保証人融資制度要綱、郡山市中小企業団体育成資金融資制度要綱、郡山市テクノ研究開発振興資金融資制度要綱、郡山市商業活性化推進資金融資制度要綱、郡山市経営サポート資金融資制度要綱及び郡山市創業者支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前に申込みのあった融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 9 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 14 条第 2 項の表の規定は、この要綱の施行の日以後に貸付けが実行される同表の規定による融資から適用し、同日前に貸付けが実行された同表の規定による融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 7 月 27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項及び第 2 号様式の改正規定は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条第1号関係）

金融機関	融資制度						
	一般	無担保無保証人	短期小口	団体育成	成長	創業	災害等対策資金
株式会社商工組合中央金庫福島支店				○	○		
秋田銀行	○	○	○	○	○	○	○
足利銀行	○	○	○	○	○	○	○
七十七銀行	○	○	○	○	○	○	○
常陽銀行	○	○	○	○	○	○	○
東邦銀行	○	○	○	○	○	○	○
山形銀行	○	○	○	○	○	○	○
北日本銀行	○	○	○	○	○	○	○
大東銀行	○	○	○	○	○	○	○
福島銀行	○	○	○	○	○	○	○
郡山信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
須賀川信用金庫	○	○	○	○	○	○	○
福島県商工信用組合	○	○	○	○	○	○	○

別表第2（第4条関係）

融資制度名	協調倍率
一般	3倍
無担保無保証人	3倍
短期小口	3倍
団体育成	3倍
成長	3倍
創業	3倍
災害等対策資金	3倍



住民票の写し（個人）		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
必要に応じて	信用保証委託申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	許認可証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	見積書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	設計図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	カタログ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	担保物件明細	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保証人	納税証明書(市税)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	所得金額等証明書(市税)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考 第 10 条における必要な書類とは、別表第 3 中※を付した書類の写しとする。



## 郡山市中小企業融資制度申込書

(取扱金融機関名)

年 月 日

様

融 資 申 込 者			
ふりがな 氏名 (法人名)			
代表者生年月日	年	月	日生 歳
法人設立(予定)年月日	年 月 日	個人開業(予定)年月日	年 月 日
住 所	本社(登記上)又は現住所(住民登録地)		
	〒		
	Tel		
	市内営業所所在地		
	〒		
	Tel		
業 種		資 本 金	千円
従 業 員	名	融 資 申 込 実 績	有 ・ 無

次のとおり郡山市中小企業融資制度を申し込みます。 ※太線で囲んだ項目について御記入ください。

制度名 <input type="checkbox"/> 該当欄にチェック						
<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 無担保 無保証人	<input type="checkbox"/> 短期小口	<input type="checkbox"/> 団体育成	<input type="checkbox"/> 成長 <input type="checkbox"/> みらい創造	<input type="checkbox"/> 創業	<input type="checkbox"/> 災害対策資金
申 込 金 額		万円		融資期間	年 月(内据置 月)	
				返済方法	元金均等月賦 ・ 一 括	
資 金 使 途 及 び 事 由		運転資金 万円 .....				
		設備資金 万円 .....				
転 貸 先 ※ 団 体 育 成 の 先 み	企 業 名					
	金 額		万円	万円	万円	万円
連 帯 保 証 人	住 所		氏 名	職 業	年 齢	申込人との関係
担保等				備考		
受付月日	受付番号	融資実行日		融資実行金額	利率	取引先番号
				万円	%	



郡山市成長融資制度推薦依頼書

年 月 日

様

(商工会議所又は商工会)

企業名  
 代表者名  
 電話番号

下記により、郡山市成長融資を受けたいので、郡山市中小企業融資制度要綱第18条に該当する融資対象者として推薦されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

対象事業 (□該当欄にチェック)	<input type="checkbox"/> 店舗・工場等の新築・増改築又は移転、機械設備の導入 <input type="checkbox"/> 株式市場への上場 <input type="checkbox"/> 新商品・新技術・新製品の研究開発 <input type="checkbox"/> ISO (国際標準化機構) の認証取得 <input type="checkbox"/> 市内事業所が存続する事業承継 (会社分割又は合併又は株式譲渡による第三者への経営権移転、事業代表権の譲渡) <input type="checkbox"/> 県外や海外への店舗出店又は輸出による販路・商圈の拡大 <input type="checkbox"/> 郡山市が行う産業DX推進支援体制構築事業又は産学官連携コーディネートDX加速化支援事業の採択事業 (※) <input type="checkbox"/> 2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs (持続可能な開発目標) について、目標達成に向けた取り組み <input type="checkbox"/> 郡山市が行う社会起業家加速化支援プログラムの採択事業 (※) ※融資実行期限：当該事業の採択日から3年後の属する会計年度の末日まで
資金使途 (具体的に)	
事業計画	目的
	内容
	効果
	実施場所
	総事業費
借入金額	
借入期間	
取扱金融機関	

(添付書類) 事業計画書 登記全部事項証明書 (履歴事項証明書) 又は住民票の写し 定款の写し 決算書の写し又は申告書の写し 納税証明書(市民税)

# 事業計画書

年 月 日

様

(商工会議所又は商工会)

申込人：住所  
：氏名

融資を受けたいので、下記のとおり事業計画を提出します。

事業形態	個人・法人	商号		資本金	千円
事業所住所				電話	(      )
業種			取扱品	仕入先	
従業員数	名				

## 1 事業計画概要 (具体的に記入して下さい。)

対象事業 ( <input type="checkbox"/> 該当欄に チェック)	<input type="checkbox"/> 店舗・工場等の新築・増改築又は移転、機械設備の導入 <input type="checkbox"/> 株式市場への上場 <input type="checkbox"/> 新商品・新技術・新製品の研究開発 <input type="checkbox"/> ISO (国際標準化機構) の認証取得 <input type="checkbox"/> 市内事業所が存続する事業承継 (会社分割又は合併又は株式譲渡による第三への経営権移転、事業代表権の譲渡) <input type="checkbox"/> 県外や海外への店舗出店又は輸出による販路・商圏の拡大 <input type="checkbox"/> 郡山市が行う産業DX推進支援体制構築事業又は産学金官連携コーディネートDX加速化支援事業の採択事業 (※) <input type="checkbox"/> 2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs (持続可能な開発目標) について、目標達成に向けた取り組み <input type="checkbox"/> 郡山市が行う社会起業家加速化支援プログラムの採択事業 (※) ※融資実行期限：当該事業の採択日から3年後の属する会計年度の末日まで
事業名	
事業場所	電話 (      )
内容及び特色	
事業実施理由	
事業スケジュール	
効果	技術的効果 (品質向上等)  経済的効果 (生産効率向上等)

2 資金計画

資金調達内訳			資金使途内訳		
資金計画	調達先	金額 (千円)	設備     運転	費用	金額 (千円)
	本融資借入				
	自己資金				
合計 (D)			合計 (A+B+C)		

① 運転資金計画

名称	金額 (千円)	積算内訳
商品・材料等の仕入資金		
人件費等		
その他の資金		
計	A	

② 設備資金計画

区分	土地・建物	面積 (㎡)	取得方法 自己・新築 購入・賃貸	取得に要する資金 (千円)	契約年月日	取得 (完成) 年月日	
事業不動産	土地						
	建物						
	計	B (取得に要する資金) 千円					
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額 (千円)	発注元	設置 (完成) 年月日
機械什器器具備品等							
	計	C (設置等に要する資金) 千円					

③ 資金調達計画

自己資金 (預金等)	預金			預金以外	
	預け先 (金融機関本支店名等)	預金種別	金額 (千円)	種類	金額 (千円)
				有価証券	
				その他 (具体的に)	
				( )	

	自己資金合計		① 千円	*通帳の写し、残高証明等を添付して下さい。	
借入金等	借入先	年利 (%)	借入額(千円)	毎月返済額 (千円)	借入期間
	今回の借入額				・ ~ ・
					・ ~ ・
					・ ~ ・
					・ ~ ・
	借入金等合計		② 千円	調達資金合計 ① + ②	D 千円

3 収支計画 (事業開始後1年分)

(単位: 千円)

支 出		収 入	
仕入高		売上高	
販管費			
計		計	
収支差額 (利益)			

4 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

5 資産・負債状況 (申込時)

資産	科目	明細	金額 (千円)
	現・預金		
	売掛金		
	土地		
	建物		
	合 計		
負債	科目	明細	金額 (千円)
	買掛金		
	借入金		
	未払金		
	合 計		
( ① - ② ) = 資本合計			③

6 補足説明

その他補足説明したいことを記入して下さい。

郡山市成長融資制度に係る推薦書

年 月 日

様

(取扱金融機関)

郡山商工会議所会頭  
\_\_\_\_\_町商工会会長

印

年 月 日付けで提出された郡山市成長融資制度推薦依頼に対し、下記のとおり、郡山市中小企業融資制度要綱第18条に適合しておりますので、当該融資の対象者として推薦いたします。

記

住 所	
企 業 名	
代 表 者 名	
実 施 場 所	
業 種	



## 郡山市創業融資制度推薦依頼書

年 月 日

(商工会議所又は商工会)

様

住所  
氏名  
電話 ( ) 年齢 歳

業種 (開業業種)		創 業	年 月
資 本 金	万円	従 業 員	名

下記により、郡山市創業融資を受けたいので、郡山市中小企業融資制度要綱第19条に該当する融資対象者として推薦されるよう関係書類を添えて申請いたします。

### 記

法律に基づく資格の取得状況	名 称	取得年月日	備 考		
経 験	同一企業勤務年数		同一事業従事年数		
資金使途及び事由	運転資金・設備資金				
申 込 金 額	円				
借入希望月日	年 月 日				
借 入 期 間	年 月 (内据置 月)				
分 割 返 済	回				
生產品目及び販売					
連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	職 業	年 齢	申込人との関係
				歳	
				歳	
				歳	
担 保 又 は 条 件					



5 資金調達計画

(単位：千円)

自己資金 (預金等)	預 金			預 金 以 外	
	預け先 (金融機関本支店名等)	預金種別	金 額 (千円)	種 類	金 額 (千円)
				有価証券	
				その他 (具体的に)	
				( )	
	自 己 資 金 合 計			① 千円	*通帳の写し、残高証明等を添付して下さい。
借入金等	借 入 先	年利 (%)	借入額 (千円)	毎月返済額 (千円)	借 入 期 間
	今回の借入額				・ ~ ・
					・ ~ ・
					・ ~ ・
					・ ~ ・
	借 入 金 等 合 計			② 千円	調達資金合計 (① + ②)

6 収支計画 (創業後1年分)

支 出		収 入	
	千円		
仕入高		売上高	
販管費			
計		計	
収支差額 (利益)			

7 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	



## 郡山市創業融資制度に係る推薦書

年 月 日

(取扱金融機関)

様

郡山商工会議所会頭  
\_\_\_\_\_町商工会会長

印

年 月 日付けで提出された郡山市創業融資制度推薦依頼に対し、下記のとおり、郡山市中小企業融資制度要綱第19条に適合しておりますので、当該融資の対象者として推薦いたします。

### 記

住 所	
企 業 名	
代 表 者 名	
実 施 場 所	
業 種	
融資対象者の要件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 法律に基づく資格を有しており、その資格に基づく事業を新たに開始する</li><li>2 同一企業の勤務年数又は同一事業の従事年数が3年以上で、その経験を有する事業を新たに開始する</li><li>3 会議所等の創業塾を修了している</li><li>4 郡山市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を修了している</li></ol>

郡山市中小企業融資制度売上高等減少対策資金融資  
売上比較表

最近1か月間の売上高等		比較期間（※）内同月の1か月間の売上高等	
月 (A)	円	月 (B)	円

Aの期間後2か月間の見込み売上高等		Cの期間に対応する比較期間内の2か月間の売上高等	
月	円	月	円
月	円	月	円
2か月計 (C)	円	2か月計 (D)	円

1 最近1か月間の売上高等による減少率

$$\frac{(B-A)}{B} \times 100 = \underline{\text{【減少率】}} \quad \% \text{ (実績)}$$

2 最近3か月間の売上高等の実績見込みによる減少率

$$\frac{(B+D) - (A+C)}{(B+D)} \times 100 = \underline{\text{【減少率】}} \quad \% \text{ (実績見込み)}$$

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名